高等学校等就学支援金に係る申請等について

野田学園高等学校

高等学校等就学支援金制度につきまして、下記の事項に該当される方は、期日までに関係書類を ご提出くださるようお願いいたします。

記

○令和4(2022)年7月~令和5(2023)年6月分の高等学校等就学支援金受給資格認定について

令和4(2022)年6月現在、就学支援金の受給対象となっている方につきましては、申請書の提出 は必要ありませんが、令和3(2021)年1月1日時点と令和4(2022)年1月1日時点の課税地(住民 票住所を有する市町村)が変更となった方につきましては、「高等学校等就学支援金課税地確認 書」の提出をお願いします。

また、令和3(2021)年7月から令和4(2022)年6月まで不認定等で就学支援金の受給対象ではなく、今回、再度申請をされる方につきましては「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書」及び「個人番号カード(写)等貼付台紙」の提出をお願いします。

なお、提出書類については以下のQRコードまたはホームページの「重要なお知らせ」よりダウンロードしてください。



書類の提出について、裏面のフロー図を ご参考ください。

◎ 提出書類 (該当者のみ)

- 1 現在、就学支援金の受給対象となっている方のうち、令和3(2021)年1月1日時点と 令和4(2022)年1月1日時点の課税地が違う方
- ・高等学校等就学支援金 課税地確認書(書類の右上に③と記載) (令和3(2021)年1月1日時点と令和4(2022)年1月1日時点の課税地(住民票住所を有する 市町村)が同じ方は提出の必要はありません)
- 2 現在、就学支援金の受給対象となっていない方で、今回申請をされる方
- ・高等学校等就学支援金受給資格認定申請書(書類の右上に①と記載)
- ・個人番号カード(写)等貼付台紙(書類の右上に②と記載) ※マイナンバーカードがない場合はマイナンバー付住民票の提出をお願いします。
- *令和4年6月10日(金)までに事務室へご提出ください

○令和 4 (2022)年 7 月からの校納金について

7月からの校納金につきましては、県から新たな認定がなされるまで、就学支援金を反映せずに、 正規の校納金額で口座振替しますのでご了承ください。県の認定が確認され次第、就学支援金の支給 等についてご連絡をしますので、それまでお待ちいただきますようよろしくお願いします。



プロー図 (2·3年生)

就学支援金の申請をする意思がある

2022年6月まで就学支援金の受給対象となって

いる

いない

2021年1月と2022年1月の課税地
に変更(保護者)が

(1②の書類を提出
「①高等学校等就学支援金受給資格認定申請書
②個人番号カード (写) 等貼付台紙

おる

提出書類はありません

③の書類を提出

③高等学校等就学支援金 課稅地確認書